

徳島県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		名 称	介護老人保健施設ゆうづ荘
		所 在 地	小松島市中田町字狭間四八番地
開 設 者			医療法人成悠会
サービスの種類		設	介護老人保健施設
廃止の届出 の受理日		令和五年八月二十九日	
廃止年月日		令和五年九月三十日	